

食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令 新旧対照条文 目次

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	1
○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）	2
○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）	6
○ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）	7
○ 酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）	8
○ 農林物資規格調査会令（平成十二年政令第二百九十号）	9
○ 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）	10
○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）	12
○ 消費者契約法施行令（平成十九年政令第一百七号）	13
○ 消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）	14
○ 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）	16

改 正 後	別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）	
	法律	事務
現 行	別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）	
	法律	事務

第 号	<p>食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令 第 号）</p>
	<p>第七條第一項第三号（法第六條第八項の規定による業務の全部又は一部を停止すべきことの命令に係る部分を除く。）、第四号、第五号及び第六号（法第八條第七項の規定による委託に係る部分を除く。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">農林物資の規格化等に関する法律施行令</p> <p>（飲食料品及び油脂以外の農林物資）</p> <p>第一条 農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号。以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める物資は、いぐさ製品、生糸、一般材、押角、耳付材、電柱、枕木、合板（航空機用のものを除く。）、床板、木炭及び農産物又は畜産物を原料又は材料とする飼料とする。</p> <p>（消費者庁長官に委任されない権限）</p> <p>第十一条 法第二十三条第一項の政令で定める権限は、法第十九条の十三第一項、第三項及び第四項並びに第二十一条の三の規定による権限とする。</p> <p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第十二条 法に規定する農林水産大臣の権限及び法第二十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。た</p>	<p style="text-align: center;">農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令</p> <p>（飲食料品及び油脂以外の農林物資）</p> <p>第一条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める物資は、いぐさ製品、生糸、一般材、押角、耳付材、電柱、枕木、合板（航空機用のものを除く。）、床板、木炭及び農産物又は畜産物を原料又は材料とする飼料とする。</p> <p>（消費者庁長官に委任されない権限）</p> <p>第十一条 法第二十三条第一項の政令で定める権限は、法第十九条の十三第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに第二十一条の三の規定による権限とする。</p> <p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第十二条 法に規定する農林水産大臣の権限及び法第二十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。た</p>

だし、第三号から第六号までに掲げる事務（第三号から第五号までに掲げる事務にあつては、法第十九条の十四の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十九条の十四第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第十九条の十四の二の規定による公表（いずれも製造業者等（法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。以下この項において同じ。）であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下この条において「特定製造業者等」という。）に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の

知事

二 法第十九条の十四第一項の規定による前号に定める都道府県知事の指示に係る同条第三項の規定による命令及び当該命令に係る法第十九条の十四の二の規定による公表（いずれも特定製造業者等に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県知事

三 法第二十条第三項の規定による製造業者等に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 法第二十条第三項の規定による製造業者等とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

五 法第二十条第三項の規定による製造業者等又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問に関する事務 当該製造業者等の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉

だし、第三号から第五号までに掲げる事務（第三号及び第四号に掲げる事務にあつては、法第十九条の十四の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。第九項において同じ。）については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十九条の十四第一項又は第二項の規定による指示及び当該指示に係る法第十九条の十四の二の規定による公表（いずれも製造業者等（法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。以下この項において同じ。）であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下この条において「特定製造業者等」という。）に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

二 法第十九条の十四第一項又は第二項の規定による前号に定める都道府県知事の指示に係る同条第四項の規定による命令及び当該命令に係る法第十九条の十四の二の規定による公表（いずれも特定製造業者等に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県知事

三 法第二十条第三項の規定による製造業者等に対する報告の徴収に関する事務 当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 法第二十条第三項の規定による製造業者等に関する立入検査に関する事務 当該製造業者等の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉

（新設）

四 法第二十条第三項の規定による製造業者等に関する立入検査に関する事務 当該製造業者等の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉

該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する都道府県知事

六 法第二十一条の二第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査に関する事務 当該申出の対象とする製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣又は農林水産大臣に関する規定（法第十九条の十四第二項及び第四項並びに第二十条第六項の規定を除く。）は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3・4 （略）

5 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第三号から第五号までに掲げる事務（特定製造業者等以外の製造業者等又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関するものに限る。）を行つた場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。

6 消費者庁長官又は農林水産大臣は、特定製造業者等又はその者とその事業に関して関係のある事業者について法第二十条第三項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行つた結果、当該特定製造業者等が法第十九条の十三の二の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第十九条の十四第一項の規定による指示に係る措置（第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした指示に係るものに限る。）をとつていないと思料するときは、

庫その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事

五 法第二十一条の二第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査（いづれも法第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に関するものに限る。）に関する事務 当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣又は農林水産大臣に関する規定（法第十九条の十四第三項及び第五項並びに第二十条第六項の規定を除く。）は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3・4 （略）

5 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第三号又は第四号に掲げる事務（特定製造業者等に関するものを除く。）を行つた場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。

6 消費者庁長官又は農林水産大臣は、特定製造業者等について法第二十条第三項の規定による報告の徴収又は立入検査を行つた結果、当該特定製造業者等が法第十九条の十三の二の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第十九条の十四第一項若しくは第二項の規定による指示に係る措置（第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした指示に係るものに限る。）をとつていないと認めるときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

7 消費者庁長官又は農林水産大臣は、法第二十一条の二第二項の規定による調査を行った場合において、都道府県知事が同項に規定する措置を講ずる必要があると思料するときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

8 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第六号に掲げる事務のうち法第二十一条の二第二項の規定による調査を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。

9 第一項ただし書の場合において、消費者庁長官若しくは農林水産大臣又は都道府県知事が同項第三号から第六号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

7 消費者庁長官又は農林水産大臣は、法第二十一条の二第二項の規定による調査を行った場合において、都道府県知事が同項に規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

8 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第五号に掲げる事務のうち法第二十一条の二第二項の規定による調査を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。

9 第一項の場合において、消費者庁長官若しくは農林水産大臣又は都道府県知事が同項第三号から第五号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

改 正 案	現 行
<p>（児童福祉施設等の指定）</p> <p>第四十五条 法の別表第一〇四〇二・一〇号の二の（一）及び法の別表第一の三第〇四〇二・一〇号の二の（二）に規定する政令で定める児童福祉施設は、関税定率法施行令第六十五条に規定する児童福祉施設とする。</p> <p>2 法の別表第一〇四〇二・一〇号の二の（一）及び法の別表第一の三第〇四〇二・一〇号の二の（二）に規定する配合飼料のうち政令で定めるものは、飼料以外の用途に適さないもので、財務省令で定める規格を備えるものとする。</p> <p>3 法の別表第一の七第一〇二項及び第一〇三項に規定する政令で定める規格は、<u>農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）</u>第二条第三項に規定する日本農林規格に定める生系の2Aの等級とする。</p>	<p>（児童福祉施設等の指定）</p> <p>第四十五条 法の別表第一〇四〇二・一〇号の二の（一）及び法の別表第一の三第〇四〇二・一〇号の二の（二）に規定する政令で定める児童福祉施設は、関税定率法施行令第六十五条に規定する児童福祉施設とする。</p> <p>2 法の別表第一〇四〇二・一〇号の二の（一）及び法の別表第一の三第〇四〇二・一〇号の二の（二）に規定する配合飼料のうち政令で定めるものは、飼料以外の用途に適さないもので、財務省令で定める規格を備えるものとする。</p> <p>3 法の別表第一の七第一〇二項及び第一〇三項に規定する政令で定める規格は、<u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）</u>第二条第三項に規定する日本農林規格に定める生系の2Aの等級とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（防災防火対象物の指定等）</p> <p>第四条の四 法第八条の三第三項の政令で定める法律は、<u>農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）</u>及び家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百四号）とする。</p>	<p>（防災防火対象物の指定等）</p> <p>第四条の四 法第八条の三第三項の政令で定める法律は、<u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）</u>及び家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百四号）とする。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">(収去酒類等の非課税)</p> <p>第十条 法第六条の四第三号に規定する政令で定める酒類は、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第八条第一項（立入検査等）の規定により収去される酒類とする。</p> <p>第十一条 削除</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>第十条及び第十一条 削除</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（部会） 第五条（略） 2～5（略） 6 調査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって調査会の議決とすることができる。ただし、<u>農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）</u>第七条第五項及び第八条第二項（これらの規定を同法第九条において準用する場合を含む。）並びに<u>第十条の規定によりその権限に属させられた事項については、この限りでない。</u></p>	<p>（部会） 第五条（略） 2～5（略） 6 調査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって調査会の議決とすることができる。ただし、<u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）</u>第七条第五項及び<u>第八条第二項（これらの規定を同法第九条において準用する場合を含む。）並びに第十条の規定によりその権限に属させられた事項については、この限りではない。</u></p>

改正案	現行
<p>（削除）</p> <p>（消費者庁長官に委任されない権限）</p> <p>第七条 法第三十五条第三項の政令で定める権限は、法第二十六条第七項、第三十一条第二項及び第三十三条の規定による権限とする。</p> <p>（地方厚生局長への権限の委任）</p> <p>第八条 法第三十五条第三項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>一 法第三十二条第一項及び第二項の規定による権限 法第三十一条第一項の規定に違反して表示をした者の主たる事務所の所在地（当該表示をした者が個人の場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する地方厚生局長</p>	<p>（栄養表示基準に従い必要な表示を行う必要がない場合）</p> <p>第七条 法第三十一条の二ただし書の政令で定める場合は、栄養表示食品であつてその容器包装及びこれに添付する文書に栄養表示がされていないものを輸入する場合とする。</p> <p>（消費者庁長官に委任されない権限）</p> <p>第八条 法第三十五条第三項の政令で定める権限は、法第二十六条第七項、第三十一条第一項及び第三項、第三十二条の二第二項並びに第三十三条の規定による権限とする。</p> <p>（地方厚生局長への権限の委任）</p> <p>第九条 法第三十五条第三項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>一 法第三十二条の三第一項及び第二項の規定による権限 法第三十二条の二第一項の規定に違反して表示をした者の主たる事務所の所在地（当該表示をした者が個人の場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する地方厚生局長</p>

二 法第三十二条第三項において準用する法第二十七条第一項の規定による権限 法第三十二条第三項に規定する物の製造施設、貯蔵施設又は販売施設の所在地を管轄する地方厚生局長

二 法第三十二条の三第三項において準用する法第二十七条第一項の規定による権限 法第三十二条の三第三項に規定する物の製造施設、貯蔵施設又は販売施設の所在地を管轄する地方厚生局長

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	○ 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする 一 〓 四百三十六（略） 四百三十六の二 食品表示法（平成二十五年法律第七十号） 四百三十七（略）
現 行	○ 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする 一 〓 四百三十六（略） （新設） 四百三十七（略）

改 正 案	現 行
<p>（法第十三条第五項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者契約法（以下「法」という。）第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四十一 （略）</p> <p><u>四十二</u> 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）</p>	<p>（法第十三条第五項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者契約法（以下「法」という。）第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四十一 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（表示対策課の所掌事務）</p> <p>第十二条 表示対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の十三第一項に規定する基準に<u>関すること</u>（同法第十九条の十四第一項の規定による指示、<u>同条第三項の規定による命令並びに同法第二十条第三項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査及び質問の実施に係るものに限る。</u>）。</p> <p>六・七 （略）</p> <p>八 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第三十一条第一項に規定する表示に<u>関すること</u>（同法第三十二条第一項の規定による勧告、<u>同条第二項の規定による命令並びに同条第三項において準用する同法第二十七条第一項の規定による立入検査及び収去の実施に係るものに限る。</u>）。</p> <p>九 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）<u>第四条第六項に規定する食品表示基準に<u>関すること</u>（同法第六条第一項及び第三項の規定による指示、同条第五項及び第八項の規定による命令並びに同法第八条第</u></p>	<p>（表示対策課の所掌事務）</p> <p>第十二条 表示対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の十三第一項から第三項までに規定する基準に<u>関すること</u>（同法第十九条の十四第一項及び第二項の規定による指示、<u>同条第四項の規定による命令並びに同法第二十条第三項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施に係るものに限る。</u>）。</p> <p>六・七 （略）</p> <p>八 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第三十一条第一項に規定する栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項に規定する表示に<u>関すること</u>（同法第三十二条第一項及び第三十二条の三第一項の規定による勧告、<u>同法第三十二条第二項及び第三十二条の三第二項の規定による命令並びに同法第三十二条第三項及び第三十二条の三第三項において準用する同法第二十七条第一項の規定による立入検査及び収去の実施に係るものに限る。</u>）。</p>

一項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査、質問及び収去の実施に係るものに限る。）。

十 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。次条第五号において同じ。）に関する事（同法第九条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに同法第十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施に係るものに限る。）。
（食品表示企画課の所掌事務）

第十三条 食品表示企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 農林物資の規格化等に関する法律第十九条の十三第一項に規定する基準に関する事（表示対策課の所掌に属するものを除く。）。

三 健康増進法第二十六条第一項に規定する特別用途表示及び同法第三十一条第一項に規定する表示に関する事（表示対策課の所掌に属するものを除く。）。

四 食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準に関する事（表示対策課の所掌に属するものを除く。）。

五 (略)

九 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。次条第四号において同じ。）に関する事（同法第九条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに同法第十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施に係るものに限る。）。
（食品表示企画課の所掌事務）

第十三条 食品表示企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の十三第一項から第三項までに規定する基準に関する事（表示対策課の所掌に属するものを除く。）。

三 健康増進法第二十六条第一項に規定する特別用途表示、同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項に規定する表示に関する事（表示対策課の所掌に属するものを除く。）。

四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（消費・安全局の所掌事務）</p> <p>第四条 消費・安全局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 日本農林規格並びに食品表示法（平成二十五年法律第七十号）<u>第四</u> <u>条第六項に規定する食品表示基準</u>（酒類に係るものを除く。第三十七 <u>条第二号において「食品表示基準」という。）及び飲食料品以外の農</u> <u>林物資の品質に関する表示の基準に関すること</u>（これらの基準の策定 に関するものを除く。）。</p> <p>四〇十六 （略）</p> <p>（表示・規格課の所掌事務）</p> <p>第三十七条 表示・規格課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 日本農林規格並びに食品表示基準及び飲食料品以外の農林物資の品 質に関する表示の基準に関すること（これらの基準の策定に関するこ とを除く。）。</p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>（消費・安全局の所掌事務）</p> <p>第四条 消費・安全局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること （農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関するものを除く。） 。</p> <p>四〇十六 （略）</p> <p>（表示・規格課の所掌事務）</p> <p>第三十七条 表示・規格課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること （農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関するものを除く。） 。</p> <p>三〇五 （略）</p>

<p>(農林物資規格調査会)</p> <p>第八十六条 (略)</p> <p>2 農林物資規格調査会は、農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(農林物資規格調査会)</p> <p>第八十六条 (略)</p> <p>2 農林物資規格調査会は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>3 (略)</p>
---	--